

第8章 計画の評価

第8章 計画の評価

1. 目標値の設定

立地適正化計画における誘導区域の設定や誘導施策の実施等による効果を評価するため、目標値を設定します。

(1) 人口に関する指標

居住誘導区域に設定する区域は、現在、大半が既成の市街地となっており、公共交通に沿って連なる市街地を中心に、一定の人口密度を保っています。しかし、今後、人口減少が進むことが予想されており、これらを考慮したうえで、現在の人口密度を維持していくことを目指す目標値を設定します。

また、市街化区域内の外縁部で居住誘導区域外となるエリアでは、今後の人口減少や高齢化を踏まえ、社会基盤維持費の抑制や既成市街地内のストックの有効活用を進める観点から、新たな開発行為を誘導しない方針とします。これによって、全市人口に対する居住誘導区域内の人口の比率は、現在並に維持する目標値を設定します。

指標値	現状※1 (H27 (2015) 年)	目標値※2 (R22 (2040) 年)
居住誘導区域内人口密度	109 人/ha	102 人/ha
全市人口に対する 居住誘導区域内人口比率	99.6%	99.6%

※1 人口は H27 年国勢調査より算出、居住誘導区域内の人口比率は市街化区域内全人口が居住誘導区域内に含まれるものと仮定して算出

※2 居住誘導区域内人口比率を H27 年から維持するものとし、社人研の R22 年の人口推計(H30.3 推計)453,695 人から目標となる居住誘導区域内の人口密度を算出

<参考>

地区	居住誘導区域内人口密度		主な居住誘導方針	誘導目標 人口密度
	現状 (H27 (2015) 年)	推計値 (R22 (2040) 年)		
本庁北西	87 人/ha	74 人/ha	低層居住区域 中低層居住区域	60~100 人/ha 以上
本庁北東	115 人/ha	130 人/ha	都市型居住区域 中低層居住区域	100 人/ha 以上
本庁南西	137 人/ha	147 人/ha	都市型居住区域 中低層居住区域	100 人/ha 以上
本庁南東	123 人/ha	115 人/ha	都市型居住区域 中低層居住区域	100 人/ha 以上
鳴尾	152 人/ha	109 人/ha	都市型居住区域 中低層居住区域	100 人/ha 以上
瓦木	148 人/ha	154 人/ha	都市型居住区域 中低層居住区域	100 人/ha 以上
甲東	112 人/ha	106 人/ha	低層居住区域 中低層居住区域	60~100 人/ha 以上
塩瀬※	53 人/ha	39 人/ha	環境調和型居住区域	40 人/ha 以上
山口※	41 人/ha	30 人/ha	環境調和型居住区域	40 人/ha 以上

※塩瀬、山口地区においては、南部地域と比較して、人口密度が低くなっていることから、今後の人口推計を注視しながら、必要に応じて居住誘導区域の見直しを行っていきます。

(2) 公共交通利用に関する指標

公共交通利用に関する指標については、「西宮市総合交通戦略（平成28年9月）」において設定していることから、同じ指標を用いて評価を行うこととします。指標は、交通に関する誘導施策実施により鉄道・バスなどの公共交通の利用頻度を増やし、人口減少や高齢化が進む中でも、居住誘導区域内の人口密度、人口比率を維持し、公共交通の利用者数を維持することを踏まえ、設定します。

目標年次は、総合交通戦略に合わせ令和17年（2035年）とします。なお、参考に、立地適正化計画の目標年次である令和22年（2040年）の目標値も設定します。

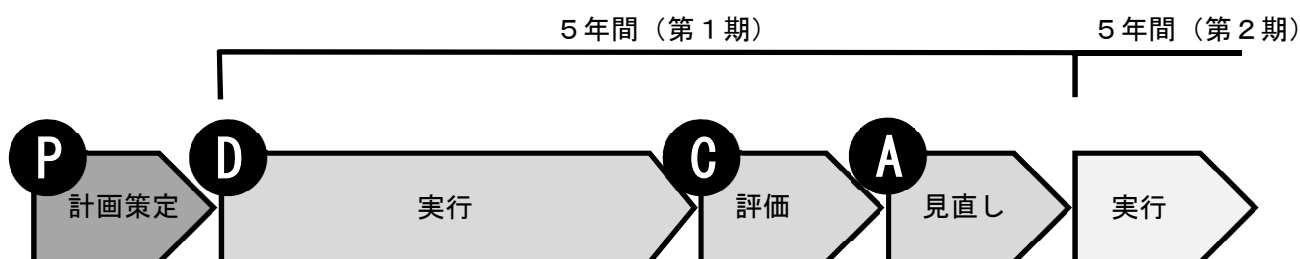
指標値	現状 (H26 (2014) 年)	目標値 (R17 (2035) 年)	目標値 (参考) (R22 (2040) 年)
一日あたりの公共交通 利用回数	0.84 回/人	0.83 回/人	0.83 回/人

2. 評価体制

立地適正化計画は、目標年次である令和22年（2040年）の都市の姿を展望しつつ、概ね5年ごとに評価を行い、必要に応じ見直しを行いながら、動的な計画として運用していきます。

西宮市総合計画や西宮市都市計画マスタープランの見直しと連携し、地区ごとの現状と将来展望を踏まえて、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Action（見直し）のPDCAサイクルの考え方に基づいて評価を行っていきます。

特に、人口減少や生活サービス施設の確保について懸念される北部地域（山口地区、塩瀬地区）については、今後の動向を注視しながら、適切な誘導区域、誘導施設の設定に努めます。



※概ね5年ごとに必要に応じて計画の見直しを行います。

